

茨城県報

号外(2)

昭和49年7月20日

土曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告示

●道路の区域変更(道路維持課)	1	ページ
●道路の供用開始(")	1	
●道路の供用廃止(")	2	

告示

茨城県告示第669号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和49年7月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和49年7月20日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上檜沢下小川停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
那珂郡美和村大字下檜沢 字新田2676番から	旧	最大 11.0 最小 2.0	4,400.0	
那珂郡山方町大字盛金 字戸の内2435番の2まで	新	最大 15.0 最小 4.5	12,383.0	

茨城県告示第670号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和49年7月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和49年7月20日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 路 線 名 県道 上檜沢下小川停車場線
- 2 供用開始の区間 那珂郡美和村大字下檜沢字新田2676番から
那珂郡美和村大字下檜沢字森下2500番まで
那珂郡山方町大字久隆字不動沢1021番から
那珂郡山方町大字盛金字戸の内2435番の2まで
- 3 供用開始の期日 昭和49年7月20日

茨城県告示第671号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように廃止する。

その関係図面は、昭和49年7月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年7月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 上檜沢下小川停車場線
- 2 供用廃止の区間 那珂郡美和村大字下檜沢字新田2676番から
那珂郡山方町大字盛金字戸の内2435番の2まで
- 3 供用廃止の期日 昭和49年7月20日

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 7 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所